財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（税関情報監理官）	（税関情報監理官）
第二百六十二条　東京税関に、税関情報監理官一人を置く。	**第二百六十二条**　東京税関に、税関情報監理官一人を置く。
2　税関情報監理官は、命を受けて、関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割（以下「貨物割」という。）の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締り（以下この条において「取締り等」という。）に資するため、取締り等に関する情報の収集、管理及び分析並びに当該情報に係る取締り等の実施その他税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。	2　税関情報監理官は、命を受けて、関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割（以下「貨物割」という。）の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締り（以下この条において「取締り等」という。）に資するため、取締り等に関する情報の収集、管理及び分析並びに当該情報に係る取締り等の実施その他税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。
（監視部の所掌事務）	（監視部の所掌事務）
第二百六十四条　監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二百六十四条**　監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（次条第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。	三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割の賦課及び徴収に関すること（次条第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。
四～九　［略］	四～九　［同上］
2　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。	2　前項に規定する事務のうち内国消費税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。
（業務部の所掌事務）	（業務部の所掌事務）
第二百六十五条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二百六十五条**　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること（監視部及び調査部の所掌に属するものを除く。）。	一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること（監視部及び調査部の所掌に属するものを除く。）。
二～十五　［略］	二～十五　［同上］
2　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。	2　前項に規定する事務のうち内国消費税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。
（調査部の所掌事務）	（調査部の所掌事務）
第二百六十六条　調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二百六十六条**　調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する検査に関すること。	一　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割の課税標準の調査並びに関税、内国消費税及び貨物割に関する検査に関すること。
二　［略］	二　［同上］
三　関税に関する法令、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する犯則事件の調査及び処分並びに情報に関すること。	三　関税に関する法令、内国消費税及び貨物割に関する犯則事件の調査及び処分並びに情報に関すること。
四　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。	四　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。
五　［略］	五　［同上］